

新城市インターネット公売（以下「インターネット公売」といいます。）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および新城市インターネット公売ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、インターネット公売の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

## 誓約書

以下を誓約いたします。

今般、新城市的インターネット公売に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、本ガイドラインおよび新城市における入札、契約などにかかる諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに新城市的指示に従い、新城市に損害が発生したときは補償その他一切の責任を取ることはもちろん、新城市に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
  - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
  - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
  - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
  - (4) 契約の履行をしないこと。
  - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と新城市に認められること。
  - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
  - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
  - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 3 私は、新城市インターネット公売ガイドラインの各項目を熟覧し、および新城市的現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について新城市に対し一切異議、苦情などは申しません。

# 新城市インターネット公売ガイドライン

## 第1 インターネット公売の参加条件など

### 1. インターネット公売の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、インターネット公売へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号または第2項各号に該当すると認められる方。
- (2) 国税徴収法第92条(買受人の制限)または同法第108条第1項(公売実施の適正化のための措置)に該当する方。
- (3) 新城市が定める本ガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方。
- (4) 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する方
- (6) 18歳未満の方。
- (7) 日本語による意思疎通ができない方。
- (8) 日本国内に住所、連絡先がいざれもない方。

### 2. インターネット公売参加にあたっての注意事項

- (1) インターネット公売は、国税徴収法などの規定に則って新城市が執行する公売手続きの一部です。KSI官公庁オークションに関する規約・ガイドラインについては、本ガイドラインおよび国税徴収法の規定に反しない限り、インターネット公売の手続きにおいて公売参加者を拘束するものとします。
- (2) 公売参加者が国税徴収法第108条第1項に掲げる行為をしたとき、新城市は同条に基づき、入札をなかつたものとするなどの処分を行うことがあります。当該処分を受けた公売参加者などは、以後2年間、当該新城市的実施する公売に参加することまたは代理人となることができません。また、処分を受けた公売参加者などの納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は没収し、返還しません。

なお、以下は第108条第1項に掲げる行為に該当します。

- ア. 売却決定を受けても買受代金の納付期限までにその代金を故意に納付しない行為。
- イ. 偽りの名義によりまたは第三者をかたって公売に参加する行為。
- ウ. 公売を妨害する意思をもって行う、第6の3「システム利用における禁止事項」に掲げる行為。
- (3) 申込は、購入希望者本人に限ります。代理人による入札参加は認められません。
- (4) インターネット公売に参加されるまたは、公売保証金を納付してください。なお、納付方法は、「申込者本人名義(法人の場合は法人名義もしくは代表者名義)のクレジットカードによる納付」に限ります。
- (5) 公売参加者は、あらかじめインターネット公売システム(以下「公売システム」といいます)上の公売物件詳細画面や新城市において閲覧に供されている公売公告などを確認し、登記・登録制度のある財産については、関係公簿などを閲覧するほか、十分な調査を行ったうえで公売に参加してください。

い。

また、新城市が下見会を実施する財産については、下見会で財産を確認してください。

- (6) インターネット公売は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公売システムを採用しています。公売参加者などは、公売システムの画面上で公売参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア. 参加仮申し込み

公売システムの売却物件詳細画面より、インターネット売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ. 参加申し込み（本申し込み）

公売システムの仮申し込みを行った後、新城市的ホームページより「インターネット公売入札参加申込書（以下、「申込書」といいます）」を取得（ダウンロード）し、必要事項を記入の上、次のいずれかの書類（以下「必要書類」といいます）を添付のうえ、新城市に提出してください。

なお、提出された必要書類を含む関係書類は一切返却しません。

【必要書類】次のいずれかの書類1通

（法人の場合）

- ① 商業登記簿謄本（コピー可）
- ② 印鑑登録証明書（印鑑証明書）（コピー可）

（個人の場合）

- ① 住民票（コピー可）
- ② 印鑑登録証明書（印鑑証明書）（コピー可）
- ③ 免許証のコピー（裏面も必ずコピーをとってください。）
- ④ パスポートのコピー

※複数の物件について申し込みをされる場合、インターネット公売の物件ごとに申込書が必要となります。必要書類についても、申し込む物件ごとに添付してください。

なお、本申込みの段階で印鑑証明書の原本を提出済の場合は再度提出する必要はありません。

【提出方法】

- ① 新城市税務課債権管理室窓口へ提出
- ② 新城市税務課債権管理室へ郵送
- ③ 電子メールにて提出

【提出期限】

公売システム記載の参加申し込み受付期間終了日の午後5時まで

（郵送の場合は、申込期間終了日の消印有効）

- (7) インターネット公売においては、特定の物件（売却区分）の公売が中止になること、もしくは公売全体が中止になることがあります。

### 3. 公売財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 公売財産は新城市税滞納者などの財産であり、新城市的所有する財産ではありません。
- (2) 公売財産に財産の種類または品質に関する不適合があつても、現所有者および新城市には担保責任は生じません。
- (3) 売却決定を受けた最高価申込者または次順位買受申込者（以下、「買受人」といいます）ならびにそ

の代理人（以下、「買受人など」といいます）が公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき（農地など一定の要件が満たされなければ権利移転の効力が生じない財産については、当該要件が満たされ、権利が移転したとき）、買受人に危険負担が移転します。その後に発生した財産の破損、盗難および焼失などによる損害の負担は、買受人が負うこととなります。

- (4) 公売財産が登録を要する財産の場合、新城市は、買受代金を納付した買受人などの請求により、権利移転の登録を関係機関に嘱託します。
- (5) 公売財産が動産、自動車などである場合、新城市はその公売財産の引渡しを買受代金納付時の現況有姿で行います。
- (6) 公売財産が自動車の場合、最高価申込者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続き等を行ってください。
- (7) 公売物件が自動車の場合、自動車NO x・PM法および条例などの法令により、使用規制がある場合がありますので、事前に関係機関へご確認ください。
- (8) 買受人は、買受代金の納付後に公売財産の返品および買受代金の返還を求めることができません。

#### 4. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公売参加者は、以下のすべてに同意するものとします。
  - ア. 公売参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名（法人の場合は、商業登記簿などに登記されている所在地、名称、法人代表者氏名）および電話番号を公売参加者情報として登録すること。
  - イ. 公売参加者などの公売参加者情報およびKSI官公庁オークションのログインID（以下、「ログインID」といいます）に登録されているメールアドレスを新城市に開示されること。
    - ・新城市は、公売参加者などに対し、ログインIDで認証済みのメールアドレスに、公売財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することができます。
  - ウ. 最高価申込者または次順位買受申込者に決定された公売参加者のログインIDに紐づく会員識別番号（代理人による参加の場合は代理人のログインIDに紐づく会員識別番号）を公売システム上において一定期間公開されること。
- (2) 新城市は、公売参加者などから直接または新城市が公売システムで収集した個人情報を、新城市公文書管理規程に基づき、5年間保管します。新城市は、収集した個人情報を国税徴収法第106条の2に定める調査の嘱託、国税徴収法第108条に定める公売実施の適正化のための措置などを行うことを目的として利用します。
- (3) 公売財産が登録を要する財産の場合、公売参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合（転居などにより異なる場合で、住所証明書によりその経緯などが確認できる場合を除きます）は、買受人となつても所有権移転などの権利移転登録を行うことができません。

## 第2 公売参加申し込み及び公売保証金の納付について

入札に先立って、公売参加申し込みを行ってください。公売参加申し込みには、公売参加者など情報の入力、公売保証金の納付および必要に応じて委任状などの書類提出が必要です。公売参加申し込みが完了したログイン ID でのみ入札できます。

### 1. 公売参加申し込みについて

公売参加者などは、公売公告により定められた公売参加申し込み期間内に、入札しようとする売却区分を指定のうえ、公売システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名（法人の場合は、商業登記簿などに登記されている所在地、名称、代表者氏名）および電話番号を公売参加者など情報として登録してください。

- ・法人が公売に参加する場合は、法人代表者名でログイン ID を取得したうえで、法人代表者が公売参加の手続きを行ってください。

### 2. 公売保証金の納付について

#### (1) 公売保証金とは

国税徴収法により定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。公売保証金は、新城市が、売却区分ごとに、見積価額（最低入札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

#### (2) 公売保証金の納付方法

公売保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。公売保証金の納付方法はクレジットカードによる納付のみとなります。

ア. 公売保証金には利息を付しません。

イ. 原則として入札開始2開庁日前までに新城市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ウ. 法人でインターネット売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

エ. VISA、マスターカード、JCB、ダイナース、アメリカン・エキスプレスのマークがついていないクレジットカードなど、ごく一部ご利用いただけないカードがございます。

公売システムの売却物件詳細画面よりインターネット公売の参加仮申し込みを行い、公売保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより公売保証金を納付するインターネット公売の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる公売保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を S B ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。インターネット公売の参加申込者は、インターネット公売が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意します。

また、インターネット公売の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、インターネット公売の参加申込者の個人情報を S B ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

### **(3) 公売保証金の没収**

公売参加者などが納付した公売保証金は、以下の場合に没収し、返還しません。

ア. 最高価申込者または次順位買受申込者となり売却決定されたが、納付期限までに買受代金を納付しない場合

イ. 公売参加者などが、国税徴収法第108条第1項の規定に該当する場合

### **(4) 公売保証金の買受代金への充当**

公売参加者等は、買受人等となり買受代金から公売保証金を差し引いた金額を納付した場合、公売保証金を買受代金に充当することに同意するものとします。

### 第3 せり形式で行うインターネット公売手続き

せり売形式の公売システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システムおよび入札単位を使用しています。

本章における入札とは、公売システム上の「入札価額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売にかかる買受の申し込み、「入札者」は買受申込者、「入札期間」はせり売期間を指します。

#### 1. インターネット公売への入札

##### (1) 入札

公売参加申し込み、公売保証金の納付および必要に応じて委任状などの書類提出が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、公売システム上の「現在価額」または一度「入札価額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札価額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、公売参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

##### (2) 入札をなかったものとする取り扱い

新城市は、国税徴収法第108条第1項の規定に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価額の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価額の入札を最高価額の入札とし、せり売を続行します。

#### 2. 最高価申込者の決定など

##### (1) 最高価申込者の決定

新城市は入札期間終了後、公売公告により定められた最高価申込者決定の日において、売却区分ごとに、インターネット公売上の入札における入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を、最高価申込者として決定します。

また、インターネット公売では、2人以上が同額の入札価額（上限）を設定した場合、先に設定した人を最高価申込者として決定します。

##### (2) せり売終了の告知など

新城市は、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価額（最高価申込価額）を公売システム上に一定期間公開することによって告げ、せり売終了を告知します。

##### (3) 新城市から最高価申込者などへの連絡

最高価申込者には、新城市から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、最高価申込者として決定された旨の電子メールを送信します。

・新城市が最高価申込者などに送信した電子メールが、最高価申込者などのメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、新城市が買受代金納付期限までに最高価申込者な

どによる買受代金の納付を確認できない場合、その原因が最高価申込者などの責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金を没収し、返還しません。

#### (4) 最高価申込者決定の取り消し

以下の場合に、最高価申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は最高価申込者に移転しません。アまたはウの場合は、納付された公売保証金を返還します。

- ア. 売却決定前、公売財産にかかる差押徴収金（市税など）について完納の事実が証明されたとき。
- イ. 最高価申込者などが国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき。
- ウ. 最高価申込者などが暴力団員等であることが認められるとき。

### 3. 売却の決定

#### (1) 落札者に対する売却の決定

新城市は、落札後、落札者（買受人）に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には、新城市より契約書を送付しますので、落札者（買受人）は必要事項を記入・押印のうえ、契約締結に関する案内に記載の必要書類を添付して新城市に直接持参又は郵送してください。

#### ア. 売却の決定金額

落札者が、入札した金額（落札価格）を売却の決定金額とします。（決定した売却金額の中には消費税相当額を含みます。）また、売却物件が自動車の場合は、売却金額にリサイクル料金も含みます。）

#### イ. 落札者が契約を締結しなかった場合や落札者が買受代金を納付しなかった場合

落札者（買受人）が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合や落札者（買受人）が買受代金を納付しなかった場合、納付された公売保証金は返還しません。

#### (2) 売却決定の取り消し

以下の場合に、売却決定が取り消されます。

この場合、公売財産の所有権は落札者（買受人）に移転しません。

なお、アの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

- ア. 売却決定後、落札者（買受人）などが買受代金を納付する前に、公売財産にかかる差押徴収金（市税など）について完納の事実が証明されたとき。

- イ. 落札者（買受人）などが買受代金を納付期限までに納付しなかったとき。

- ウ. 落札者（買受人）などが、国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき。

### 4. 買受代金の納付

#### (1) 買受代金納付期限について

落札者（買受人）などは、買受代金納付期限までに新城市が納付を確認できるよう買受代金（買受代金に充当される公売保証金額を除く）を一括で納付してください。買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合、納付された公売保証金を没収し、返還しません。

## (2) 買受代金の納付方法

買受代金は次の方法で納付してください。

なお、買受代金の納付にかかる費用は、落札者（買受人）などが負担します。買受代金納付期限までに新城市が納付を確認できることが必要です。

- ア. 新城市的指定する銀行口座への振込による納付
- イ. 新城市が用意する納付書による納付

## (3) 買受代金の納付の効果

ア. 落札者（買受人）などが公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき、落札者（買受人）に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可または登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに落札者（買受人）への権利移転の効力が生じます。

イ. 公売財産の権利が落札者（買受人）に移転したとき、危険負担が落札者（買受人）に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難および焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡しの有無などにかかわらず、落札者（買受人）が負うことになります。

## 5. 公売保証金の返還

### (1) 最高価申込者など以外の方への公売保証金の返還

最高価申込者または国税徴収法第108条第1項の規定に該当し、同条第2項の処分を受けた者（その代理人などを含む）以外の納付した公売保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公売参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、公売保証金の返還は入札終了後となります。公売保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

#### ア. クレジットカードによる納付の場合

紀尾井町戦略研究所株式会社は、クレジットカードにより納付された公売保証金を返還する場合は、クレジットカードからの公売保証金の引き落としを行いません。

ただし、公売参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

## **第4 インターネット公売財産の権利移転および引渡について**

新城市は、落札後、落札者と売買契約を交わします。

契約の際は、新城市より契約書を送付しますので、落札者は、必要事項を記入・押印のうえ、直接持参又は郵送してください。

物品（自動車）は、売り払い代金の納付確認後、売却代金納付時の現状のままで、新城市が指定する場所において直接引き渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

### **1. 権利移転の時期**

公売財産は、売払代金を納付したときに権利移転します。

### **2. 権利移転の手続きについて**

#### **(1) 自動車の場合**

ア. 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただくことが必要です。

イ. 譲渡証明書に記載する譲渡人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

#### **(2) その他の物品の場合**

ア. 権利移転に伴う手続きはありません。

### **3. 注意事項**

落札後、契約を締結した時点で、落札者に公売財産に係る危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など新城市的責に帰すことができない損害の負担は、落札者が追うことになり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

### **4. 引渡および権利移転に伴う費用について**

#### **(自動車の場合)**

権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙および自動車審査証紙、自動車税環境性能割など）は落札者の負担となります。

ア. 移転登録などの手数料として自動車検査登録委印紙および自動車審査証紙が必要です

イ. 自動車税環境性能割および自動車税は落札者が、自ら申告、納税してください。

## 第5 注意事項

### 1. 公売システムに不具合などが生じた場合の対応

公売システムなどに不具合が生じたために次に掲げる事態が発生した場合、新城市は公売手続きを中止することがあります。

#### (1) 入札期間前

公売システムに不具合などが生じたために、以下の状態になった場合は公売の手続きを中止することがあります。

- ア. 公売参加申し込み期間の始期に公売参加申し込み受付が開始されない場合
- イ. 公売参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 公売参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ. 公売参加申し込み期間の終期後になされた公売参加申し込みを取り消すことができない場合

#### (2) 入札期間中

公売システムに不具合などが生じたために、以下の状態になった場合は公売の手続きを中止することがあります。

- ア. 入札期間の始期に入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間の終期に終了しない場合

#### (3) 入札期間後

公売システムに不具合などが生じたために、以下の状態になった場合は公売の手続きを中止することがあります。

- ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ（自動抽選）が必要な場合、くじ（自動抽選）が適正に行えない場合
- ウ. セリ売形式において入札終了後相当期間経過後も落札者（買受人）を決定できない場合

### 2. 公売の中止および中止時の公売保証金の返還

公売参加申し込み開始後に公売を中止することができます。公売財産の公開中であっても、公売にかかる差押徴収金が納付された場合などにインターネット公売を中止します。

#### (1) 特定の公売財産の中止時の公売保証金の返還

特定の公売財産の公売が中止となった場合、当該公売財産について納付された公売保証金は中止後返還します。

#### (2) インターネット公売中止時の公売保証金の返還

インターネット公売全体が中止となった場合、公売保証金は中止後返還します。

### 3. システム利用における禁止事項

- 公売システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。
- (1) 公売システムをインターネット公売の手続き以外の目的で不正に利用すること。
  - (2) 公売システムに不正にアクセスすること。
  - (3) 公売システムの管理および運営を故意に妨害すること。
  - (4) 公売システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
  - (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
  - (6) その他公売システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

### 4. 公売参加者などに損害などが発生した場合

次に掲げる事由などにより公売参加者など（公売システムにアクセスした方、公売参加者などまたは第三者）に損害が発生した場合、新城市はその損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

- (1) 公売が中止になったこと。
- (2) 公売システムに不具合などが生じたこと。
- (3) 公売参加者など（公売システムにアクセスした方、公売参加者などまたは第三者）の使用する機器およびネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公売参加申し込みまたは入札が行えなかつたこと。
- (4) 公売に参加したことに起因して、公売参加者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたこと。
- (5) 公売参加者などが公売保証金を自己名義（代理人の場合は代理人名義、法人の場合は法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、公売保証金の納付ができず公売参加申し込みができなかつたこと。
- (6) 公売参加者などのメールアドレスの変更や公売参加者などの使用する機器およびネットワークなどの不備、不調その他の理由により、新城市から送信される電子メールが到着しなかつたこと。
- (7) 公売参加者など（公売システムにアクセスした方、公売参加者などまたは第三者）の発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受けたこと。
- (8) 公売参加者など（公売システムにアクセスした方、公売参加者などまたは第三者）が、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいしたこと。
- (9) 公売参加者など（公売システムにアクセスした方、公売参加者などまたは第三者）が、公売参加の手続きに関する権限の一部を代理人などに委任した場合において、その委任を受けた代理人などがした行為により被害を受けたこと。
- (10) 買受人などとなった公売参加者などが送付による公売財産の引渡しを希望した場合、輸送途中での事故などによって公売財産に破損、紛失などの事態が発生したこと。

### 5. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

## **6. インターネット公売において使用する通貨、言語、時刻など**

### **(1) インターネット公売の手続きにおいて使用する通貨**

インターネット公売の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価額などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

### **(2) インターネット公売の手続きにおいて使用する言語**

インターネット公売の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。公売システムにおいて使用する文字は、JIS 第1 第2 水準漢字（JIS（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格）X0208をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

### **(3) インターネット公売の手続きにおいて使用する時刻**

インターネット公売の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

## **7. 公売参加申し込み期間および入札期間**

公売参加申し込み期間および入札期間は、公売システム上の公売物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

## **8. 新城市インターネット公売ガイドラインの改正**

新城市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、新城市は公売システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に公売参加申し込みの受付を開始するインターネット公売から適用します。

## **9. リンクの制限など**

新城市が公売システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、新城市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、公売システム上において、新城市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、新城市に無断で転載・転用することは一切できません。

## **10. その他**

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、新城市が掲載したものでない情報については、新城市インターネット公売に関係する情報ではありません。